

# 10 年表

文部科学省 Web サイト『学制百年史』より

1945 年から 1947 年にかけての学制に関する出来事を簡単にまとめ、解説を加えた。

## 1945 年

8/15	終戦の詔書録音放送（太平洋戦争終わる）
8/15	文部省，終戦の詔書に関して訓令し，教学の再建を要望
8/21	戦時教育令廃止決定（以後，この方針に基づく各種通達を出す）
9/10	連合国軍最高司令官マッカーサー，日本管理方針を表明
10/11	マッカーサー，新任挨拶の幣原総理大臣に，婦人解放，労働組合結成奨励，学校教育民主化，秘密審問司法制度撤廃，経済機構民主化の五大改革を要求
10/30	GHQ，「教員及び教育関係官ノ調査，除外，認可ニ関スル件」を指令 （軍国主義者，極端な国家主義者を追放，復員軍人の教務従事停止。教職適格審査機関の設置等）

## 1946 年

1/9	GHQ，米国教育使節団に協力する日本側委員会 <sup>*1</sup> 設置について指令（2/7 同委員会および事務局成立）
3/6	アメリカ教育使節団 <sup>*2</sup> 来日
3/30	アメリカ教育使節団，報告書を最高司令官に提出
4/7	GHQ，アメリカ教育使節団報告書を発表（戦後教育改革の基本方向を明示）
8/10	総理大臣の諮問機関として，「教育刷新委員会」 <sup>*3</sup> 設置（昭和 24 年 6「教育刷新審議会」と改称）
10/16	教育刷新委員会，6・3 制（義務教育 9 年）の原案を決定
11/29	教育刷新委員会，教育基本法の要綱を決定
12/27	教育刷新委員会，第 1 回建議 <sup>*4</sup> （新学制を含め教育全般にわたる改革案に関すること）

## 1947 年

3/31	教育基本法・学校教育法 <sup>*5</sup> が公布。
------	--------------------------------

## 《解説》

### \*1 日本側委員会

日本側教育家委員会ともよばれ、委員長は南原繁が努めた。後述の米国教育使節団と協力・連携して活動したと見られ、後に6・3・3・4制や6・2・4・4制の提案を行っている。これらの提案は年数に若干の違いはあるがいずれも単線型の学校系統であり、戦前の複線型の学校系統は否定されることとなった。(複線型とは、「ある学校に進学すると上級学校に入れない」ということで、例えば戦前の学校系統では小学校高等科に進むと専門学校や旧制高校には進めなかった。「学校系統図」の章を参照。こういった複線型の制度は、エリート主義・階層主義の温床として批判された。)

### \*2 アメリカ教育使節団 United States Education Mission to Japan

GHQの指令のもと来日。ひと月ほどの滞在の後、3月30日に報告書(アメリカ教育使節団報告書)をまとめる。この報告書は、占領期の教育改革において、最も明確に改革の方向性を示した重要なものである。この報告書の中で新しい学制は6・3・3制とする、という内容の提言がされている。ただし大学の終業年数に関しては未定であった。日本側教育家委員会との討議の末、この頃までには6・3・3制の構想はかなり固まっていたようだ。(注:アメリカ教育使節団は正確には2度来日している。第一次は1946年3月、第二次は1950年8月である。報告書もその2度にわたり提出されているが、その重要性からここでは第一次に関してのみ言及し、第一次、第二次の表記は省略した。)現在、この報告書は講談社学術文庫として一般に入手可能である。

### \*3 教育刷新委員会

アメリカ教育使節団報告書を受けて設置された。「教育に関する重要事項の調査審議を行う」ための日本の委員会であり、内閣総理大臣の所轄とされた。初代委員長は安倍能成、のち南原繁に交替。教育刷新委員会については詳細な会議録が出版されており、駒場図書館でも閲覧可能である。

### \*4 第1回建議

教育刷新委員会が行なった重要な建議。6・3・3制を明確に提言し、大学については原則4年(3年または5年も可)としている。また「教育に関する根本法」(教育基本法)の制定も提案している。

### \*5 教育基本法・学校教育法

6・3・3・4制を具体的に規定する。